

# 意見書

## 三重県公共事業評価審査委員会

### 1 経過

平成17年6月1日に開催した平成17年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より広域漁港整備事業2箇所及び地域水産物供給基盤整備事業3箇所の審査依頼を受けた。

このうち、三重県の事業である広域漁港整備事業に関しては、同年7月6日に開催した第2回三重県公共事業評価審査委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

また、鳥羽市の事業である広域漁港整備事業、地域水産物供給基盤整備事業に関しては、同年8月4日に開催した第3回三重県公共事業評価審査委員会において、市の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

### 2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

#### (1) 広域漁港整備事業〔三重県の事業〕

3番 しゅくたそ  
宿田 曾

3番については、平成6年度に事業着手し平成12年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

この事業は、平成17年7月6日に開催した第2回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、波高分布計画の妥当性に疑問を持ったため、再審議としたものである。

今回、審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 地域水産物供給基盤整備事業〔鳥羽市の事業〕

105番 国崎 くざき

106番 相 差 おうさつ

107番 坂 手 さかて

105番、106番、107番については、平成6年度に事業着手し平成12年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、次の点について不明確であり、投資効果の妥当性を判断できなかった。

105番、106番、107番については、波高分布計画の妥当性、必要静穏度の判断基準

105番については、防波堤規模の確定根拠

したがって、これらを定量的、かつ、論理的に説明できる資料の提出を待つて再審議とする。

(3) 広域漁港整備事業〔鳥羽市の事業〕

111番 答 志 とうし

111番については、平成6年度に事業着手し平成12年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、波高分布計画の妥当性、必要静穏度の判断基準、及び、将来の漁業就業者年齢別構成予測について不明確であり、投資効果の妥当性を判断できなかった。

したがって、これらを定量的、かつ、論理的に説明できる資料の提出を待つて再審議とする。

(4) 総括意見

防波堤計画の妥当性を説明するためには、波高分布のシミュレーション解析技術にかかる信頼性の説明が必要不可欠である。したがって、今後、本委員会においては、当該技術の概要とともに、その結果の妥当性について説明を加えられたい。

また、投資効果が県民にわかるように将来の漁業就業者年齢別構成予測を踏まえた漁業ビジョンの説明を求めるものである。